

貸ロッカー使用約款 (貸ロッカー使用上のご注意)

貸ロッカーは携帯品を一時保管するためにお貸しするものです。ご使用の場合は、この約款の定めによるものといたします。

1. 貸ロッカーの営業時間は毎日次の通りです。

開店～閉店まで

2. 貸ロッカーの使用料金は、ロッカーに記載されている使用料金です。

3. 貸ロッカーは1日以上使用することはできません。

4. 貸ロッカーに収容できないもの

- (1) 現金及び有価証券。
- (2) 貴重品（貴金属、重要な物品・書類、資料等で2万円相当以上のもの及びロッカー使用者において貴重品と判断されたもの）
- (3) 死体
- (4) 揮発性もしくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物。
- (5) 銃砲刀剣類及び麻薬類、犯罪に使用されるおそれのあるもの又は法令等により所持、携帯が禁止されているもの。
- (6) 盗品その他の犯罪によって得られたもの。
- (7) 動物
- (8) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又は、貸ロッカーを汚損、き損するおそれのあるもの。
- (9) その他、保管に適さないと認められる物。

5. 使用時の立ち会い

当社が必要と認めた場合には、収容品の出し入れに係員が立ち会うことがあります。

6. 使用期間が経過した場合の措置

貸ロッカーを使用期間経過後も、継続して使用されている場合には、当社において貸ロッカーを開き、収容品はその内容を確認のうえ、当社所定の場所に移し、貸ロッカーの使用開始の日を含め、10日間保管します。なお、収容品が第4項の収容できないものに該当する場合及びその疑いがある場合には、当社においてその実情に応じて、廃棄、保管、その他適宜な措置を取ることがあります。この保管期間中に収容品をお引取りになる場合には、当社の連絡先にお申し出ください。そこで当社所定の書類を提出し、本人であることが証明できるものを確認させていただいたうえ、収容品をお引取りいただきます。なお、この場合、保管中の料金は、当社の使用料金に保管日数を乗じた金額を申し受けます。

7. 収容品のお引取りがない場合の措置

貸ロッカーの使用開始の日を含め10日を経過して、収容品のお引取りがない場合には、使用者が収容品に対する権利を放棄したものとみなし、収容品を当社において処分いたします。なお、その代金は保管料及びその他の費用に充当します。

8. 使用者の賠償責任

使用者が、貸ロッカーを破損した場合又は他の貸ロッカー内の収容品に損害を与えた場合等の当社又は、第三者に与えた損害は、使用者に賠償していただきます。

9. 当社の賠償責任

- (1) 次の各号の 경우는、貸ロッカーの収容品に滅失又は、き損等の損害が生じた時にも、当社はその賠償の責任を負わないものとします。
 - ①第4項（収容できないもの）に掲げる収容品の滅失又は、き損等の損害。
 - ②鍵の紛失、盗用により使用者が損害を受けた場合。
 - ③天災、事変、その他不可抗力による時。

- ④使用者の誤施錠等、貸ロッカーの誤使用による場合。
 - ⑤司法権等の発動により関係官公署から収容品を押収品又は、証拠品として提出を求められた場合。
 - ⑥その他当社の責めに帰さない場合。
- (2) 収容品の滅失又は、き損等の被害について当社に責任がある場合、当社がお支払いする損害賠償金は3万円を限度とします。

10. 鍵の保管及び紛失

- (1) 貸ロッカーの鍵は、施錠後、使用者が責任をもって大切に保管してください。
- (2) 鍵を紛失した場合には、直ちに第11項の連絡場所に届け出てください。
なお、収容品をお引取りになる場合には、当社所定の書類を提出し、本人であることが証明できるものをご確認させていただいたうえで、収容品をお引取りいただきます。この場合施錠装置の交換代金として3,000円（実費）をいただきます。

11. 期間経過収容品のお引渡し場所及びお問い合わせ場所

神立スノーリゾート